

**熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保  
護等に関する基本計画（第4次）  
素案**

平成31年〇月

熊本県



はじめに

知事あいさつ

## 目 次

I	計画策定にあたって	・・・P1
II	これまでの取組みと課題	・・・P2
III	基本理念・施策体系	・・・P4
IV	施策展開	
1	暴力根絶に向けた啓発と教育の推進	
	(1)より若年層からの未然防止教育の実施	・・・P5
	(2)暴力根絶に向けた県民への広報・啓発	・・・P6
	(3)あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知	・・・P8
2	誰もが安心して相談できる体制づくり	
	(1)早期発見のための取組み	・・・P10
	(2)多様な被害者が安心して相談できる体制の充実	・・・P12

3	被害者の安全・安心を実現する保護体制の強化	
(1)	安全・安心の確保	・・・P16
(2)	多様な被害者に配慮した保護等	・・・P18
(3)	保護命令制度に対する適切な対応	・・・P20
4	被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた支援の拡充	
(1)	地域で被害者を支える体制の強化	・・・P21
(2)	子どもの安全・安心な成長に向けた支援	・・・P22
(3)	生活基盤の安定に向けた支援	・・・P23
(4)	各種制度の円滑な利用に向けた支援	・・・P25
5	関係機関・団体等との連携による支援の充実	
(1)	関係機関・団体等との連携強化	・・・P26
(2)	加害者への対応に関する取組み	・・・P27
V	計画の推進にあたって	・・・P28
	《参考資料》	
	県内の相談・支援機関連絡先一覧	・・・P29

## I 計画策定にあたって

### 1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)は、長い間、家庭内の問題、当事者間の問題と見られてきました。しかし、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、被害者の大多数は女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、暴力を容認する風潮など、当事者間の問題として片づけられない社会的な問題が潜んでいます。

人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを社会的な問題としてとらえ、DVの防止、被害者の保護・支援等に取り組むことが必要です。

熊本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づき、平成17年12月に「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、その後のDV防止法の改正等を踏まえ、平成20年12月に第2次基本計画、平成26年3月に第3次基本計画を策定し、DV対策に取り組んできました。

このたび、基本計画(第3次)の計画期間の終期を迎えることから、その取組みの成果と課題、社会情勢等の変化を踏まえて計画の改定を行うこととしたものです。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画であり、本県におけるDV対策の基本方向と具体的施策を総合的に示すものです。また、「第4次熊本県男女共同参画計画」の重点目標3「安全・安心な暮らしの実現」の施策方針1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画としても位置づけます。

#### ～DV防止法第2条の3第1項～

都道府県は、国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下、基本方針という。)に則して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。

### 3 計画期間

基本計画の期間は、平成31年4月から平成36年3月までとします。

## Ⅱ これまでの取組みと課題

- 平成28年熊本地震による喪失感や負担感等が大きなストレスとなり、DV被害の増加や深刻化が生じない様、更なる啓発や確実な支援体制の整備が必要であるため、これまでの取組みに加え、次の取組みの積極的な推進を図ります。

### (1)より若年層からの未然防止教育の実施

- 平成26年度に熊本県が実施した県民意識調査によると、回答者の約3割がDVについて正確には知らないと回答しており、中には自分が被害者又は加害者になっていることを認識していない人もいることから、DVが重大な人権侵害であることについて県民全体への更なる啓発が必要であるとともに、DV未然防止対策の充実が求められます。
- DVを未然に防止するためには、若い時期にDVについて学ぶことが有効であるため、県では、高校等への外部講師派遣や教職員向けの研修開催等によるDV未然防止教育に取り組んできました。
- しかし、近年の子どもを取り巻く社会的な環境の変化から、交際開始年齢の若年化等により、デートDV(※)に関する知識の早期啓発の必要性が高まっているため、より若年層からの未然防止教育の実施に取り組めます。

→重点施策 施策1(1)より若年層からの未然防止教育の実施

(※)デートDV:交際相手からの暴力のこと

- また、平成26年度に熊本県が実施した県民意識調査によると、DVの相談窓口を1つも知らないと回答した人の割合は17.6%となっており、市町村等の関係機関・団体等と連携し、周知効果の高いコンテンツを活用するなどして、あらゆる機会をとらえた周知を実施します。

→重点施策 施策1(3)あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知

→重点施策 施策5(1)関係機関・団体等との連携強化

### (2)多様な被害者が安心して相談できる体制の充実

- 被害者に対する支援を行うに当たっては、あらゆる人権に配慮した対応を行う必要があり、例えば被害者が外国人、高齢者、障がい者等であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、それぞれの立場・状況への配慮が必要です。
- 高齢者・障がい者のDV被害者については、市町村の高齢者虐待防止や障がい者虐待防止の担当課との連携による切れ目ない支援が重要であるため、研修等を通じて関係職員等のDVへの理解や対応力の向上を図ります。
- 外国籍を有する被害者に対しては、引き続き通訳の確保や、外国人の総合相談窓口である熊本国際相談コーナーや民間支援団体、地方入国管理局等の十分な連携により適切な支援を行います。
- また、男性の被害者や性的少数者など多様な相談者に適切な支援ができるよう体制を強化する必要があるため、職員等に対して専門的知識の向上のための研修を実施します。

→重点施策 施策2(2)多様な被害者が安心して相談できる体制の充実

→重点施策 施策3(2)多様な被害者に配慮した保護等

### (3) 地域で被害者を支える体制の強化

- 国の基本方針によると、県の配偶者暴力相談支援センター(※)は、被害者支援における中心的な役割を果たし、市町村は被害者に最も身近な行政主体としての役割、具体的には、相談窓口の設置や、緊急時の安全確保、自立に向けた継続的な支援等の積極的な取組みを行うことが望ましいとされています。
- 特に、被害者の自立や定着支援については、様々な分野にまたがった継続的な支援が必要であるため、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村と連携し、被害者を地域で支える体制を強化する必要があります。
- 県では、関係機関の連携によるきめ細かな見守り支援のノウハウ等を「DV被害者の総合支援ガイドライン」としてとりまとめ、DV被害者が安全・安心に生活できるよう、支援体制を強化します。

→重点施策 施策4(1)地域で被害者を支える体制の強化

→重点施策 施策5(1)関係機関・団体等との連携強化

(※)配偶者暴力相談支援センター:DV被害者の保護・自立支援等の業務を行う機関で、当県では、熊本県女性相談センターがその役割を担っている。DV防止法で都道府県に設置義務、市町村に設置努力義務がそれぞれ課されており、平成30年度現在、県内市町村で設置しているのは、熊本市及び合志市のみ。

### (4) 子どもの安全・安心な成長に向けた支援

- 児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待にあたりとされています。
- DV被害者の子どもが安全・安心な環境で成長できるような支援が必要であり、早い段階から家庭の問題に気づき、必要な支援につなげられるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡大などによる相談体制の充実を図ります。

→重点施策 施策4(2)子どもの安全・安心な成長に向けた支援



### Ⅲ 基本理念・施策体系

基本理念：DVをなくし、地域で被害者を支える社会の実現

施策の柱	具体的施策	取組内容(第4次)	★は重点項目
1. 暴力根絶に向けた啓発と教育の推進	(1) <b>より若年層からの未然防止教育の実施★</b>	★① <b>学校教育期間中のDV未然防止教育の実施</b>	
	(2) 暴力根絶に向けた県民への広報・啓発	① 人権教育・学習の充実 ② DV理解のための県民への広報・啓発の実施 ③ 県職員等に対する研修	
	(3) <b>あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知★</b>	★① <b>相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供</b> ★② <b>多様なDV被害者の立場に立った相談窓口の周知</b>	
2. 誰もが安心して相談できる体制づくり	(1) 早期発見のための取組み	① 関係機関・団体との連携強化 ② 被害者に身近な立場にいる関係者への理解促進 ③ 相談・通報の周知及び適切な対応	
	(2) <b>多様な被害者が安心して相談できる体制の充実★</b>	① 女性相談センターの機能強化及び他相談機関との連携強化 ② 警察の相談業務の充実 ★③ <b>あらゆる被害者が安心して相談できる体制の充実</b> ④ 関係職員等の資質向上に向けた研修の充実 ⑤ 適切な苦情処理体制の確立	
3. 被害者の安全・安心を実現する保護体制の強化	(1) 安全・安心の確保	① 関係機関の連携強化による安全・安心な保護体制の確保 ② 民間シェルターとの連携強化 ③ 警察による安全確保の取組み	
	(2) <b>多様な被害者に配慮した保護等★</b>	★① <b>様々な立場・状況の被害者に配慮した対応</b> ② きめ細かなケースワーク及び心理的ケア ③ 一時保護所入所者が同伴する子どもへの適切な対応 ④ 県域を越えた取組みの推進	
	(3) 保護命令制度に対する適切な対応	① 保護命令に関する支援の充実 ② 警察における取組み	
4. 被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた支援の拡充	(1) <b>地域で被害者を支える体制の強化★</b>	★① <b>関係機関・団体等による地域での見守り支援体制の強化</b>	
	(2) <b>子どもの安全・安心な成長に向けた支援★</b>	★① <b>子どもの安全・安心な生活環境の確保</b> ★② <b>適切な配慮を受けられる就学・保育の機会確保</b>	
	(3) 生活基盤の安定に向けた支援	① 住宅確保の支援 ② 就業支援 ③ 生活支援及び心理的ケア	
	(4) 各種制度の円滑な利用に向けた支援	① 各種制度の安全かつ円滑な利用に向けた連携・協力体制の強化 ② 法律相談等の実施	
5. 関係機関・団体等との連携による支援の充実	(1) <b>関係機関・団体等との連携強化★</b>	★① <b>市町村の相談・支援体制強化に向けた取組み</b> ② 民間支援団体との連携・協働	
	(2) 加害者への対応に関する取組み	① 加害者更生の支援 ② アルコール・薬物等依存症対策の充実	

## IV 施策展開

### 1 暴力根絶に向けた啓発と教育の推進

#### (1)より若年層からの未然防止教育の実施【★重点】

被害者にも加害者にもならないよう、若年層におけるDV未然防止教育を実施します。

#### 【現状と課題】

- DVの被害者にも加害者にもならないためには、若い時期にDVについて学ぶことが有効であるため、本県では若年層に対するDV未然防止教育に力を入れており、これまで、高校等に外部講師を派遣し、DVの種類、実態、特性などについて学ぶ「DV未然防止教育」と、各学校における自主的なDV未然教育の実施等を目的とした「DV未然防止教育に係る教職員研修会」を実施してきました。
- DV未然防止教育については、平成15年度から平成29年度までに計391校、93,761人を対象に、DV未然防止教育に係る教職員研修会については、平成20年度から平成29年度までに計21回、753人を対象に実施しました。
- 平成29年度に高校等で実施した未然防止教育の事後アンケート調査によると、男子生徒の2.3%、女性生徒の5.9%が既にデートDVを受けた事があると回答しており、より早い段階からデートDVに関する知識の啓発が必要であることが分かりました。

#### 【具体的取組】

##### ①学校教育期間中のDV未然防止教育の実施【★重点】

- ・中学校や高校等において、生徒が、人権の尊重や男女の相互理解・協力など、人として望ましい在り方を身につけるため、外部講師等を派遣してDV未然防止教育を実施します。
  - ・教職員に対しては、教職員研修会を開催し、生徒向けDV防止啓発資料及び教師用説明資料を活用して、各学校が独自に「DV未然防止教育」を実施できるよう支援します。
- ＜子ども家庭福祉課、私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課＞

#### 【具体的目標】

- ①高校生等を対象としたDV未然防止教育の実施校数
  - ・現状(H29)82校(延べ391校) ⇒ 目標(H35)90校
  - ※県内の高等学校数:90校(H30.11月時点)
- ②高校生等を対象としたDV未然防止教育の受講者数
  - ・現状(H29)延べ9万3千人 ⇒ 目標(H35)延べ14万人
- ③中学校でのDV未然防止教育の実施校数
  - ・現状(H29)2校 ⇒ 目標(H35)10校
  - ※すべての地域振興局単位で実施

## (2) 暴力根絶に向けた県民への広報・啓発

暴力根絶に向け、あらゆる機会をとらえた県民への広報・啓発を推進します。

### 【現状と課題】

- DV防止法第24条により、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとされています。
- 暴力根絶を図るためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要であるため、県では、毎年11月を「家庭から暴力をなくすキャンペーン」の実施期間とし、女性、児童、障がい者等に対するあらゆる暴力を根絶するため県民への意識啓発に取り組んできました。
- また、「熊本県人権教育・啓発基本計画」(平成16年3月策定、平成28年1月第3次改訂)に基づき、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るための取組みも進めてきました。
- 暴力根絶に向けては、関係機関が緊密な連携を図りながら、あらゆる機会や多様なメディアを通じて県民に対して人権意識の高揚を図るための教育や啓発を継続して実施していくことが重要です。

### 【具体的取組】

#### ① 人権教育・学習の充実

- ・ 自他の人権を尊重し、命を大切にすることを養うため、今後も学校等における発達段階に応じた人権教育を推進します。
- ・ 県民一人ひとりが自発的意思に基づき学ぶことができるよう学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域における学習支援や情報提供に努めます。
- ・ さらに、職場においても人権教育が実施されるよう、研修会等における講師の紹介や情報の提供、啓発資料の提供等を積極的に行い、その取組みを支援します。

＜人権同和教育課、社会教育課、人権同和政策課＞

#### ② DV理解のための県民への広報・啓発の実施

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動(※1)」に合わせ、本県では、毎年11月を「家庭から暴力をなくすキャンペーン(※2)」実施月間とし、女性、児童、障がい者等に対するあらゆる暴力を根絶するため県民の意識啓発を図ります。関係課、市町村も含めた各機関、団体と連携して集中的な広報啓発等を展開し、家庭・社会であらゆる暴力を許さない社会づくりに努めます。

＜子ども家庭福祉課、障がい者支援課、男女参画・協働推進課、各地域振興局＞

(※1) 女性に対する暴力をなくす運動: 国が主唱している運動で、毎年11月12日から25日までを活動期間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化するとともに、女性の人権の意識啓発や、教育の充実を図ることを目的とする運動

(※2) 家庭から暴力をなくすキャンペーン: 県内各地において街頭キャンペーン、講演会、ワークショップ、法律講座等を実施

- ・ 県民の人権意識の高揚を図るため、さまざまなメディアを利用した人権啓発や、人権教育・啓発に取り組む指導者養成のための研修会を行います。

＜人権同和政策課＞

- ・ 性別で役割を固定したり、優劣を決めたりするのではなく、個人の個性と能力を認め合うことができる男女共同参画の視点を浸透させるため、広報誌やインターネット等を利用して啓発を行います。
- ・ 若年者に対する啓発は特に効果的であると考えられるため、小学生向けDVDや中学生・高校生向けの男女共同参画に関する学習資料を作成・配布し、活用を促します。

＜男女参画・協働推進課＞

### ③ 県職員等に対する研修

- ・ 住民サービスの直接の担い手である県職員等が、人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、その認識が日常生活や業務において自らの態度や行動に現れるような人権感覚を磨くための研修を行います。

#### (ア) 県職員

県職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、経験年数や職位、各職場の状況に応じた研修を積極的に行います。

＜人権同和政策課、人事課＞

#### (イ) 教職員

生徒等の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう経験年数や担当職務に応じた研修の充実を図ります。

＜人権同和教育課、教育政策課＞

#### (ウ) 警察職員

県民の生命、身体及び財産を守るため、直接住民等と接する機会が多いことから、人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう研修会等の充実を図ります。

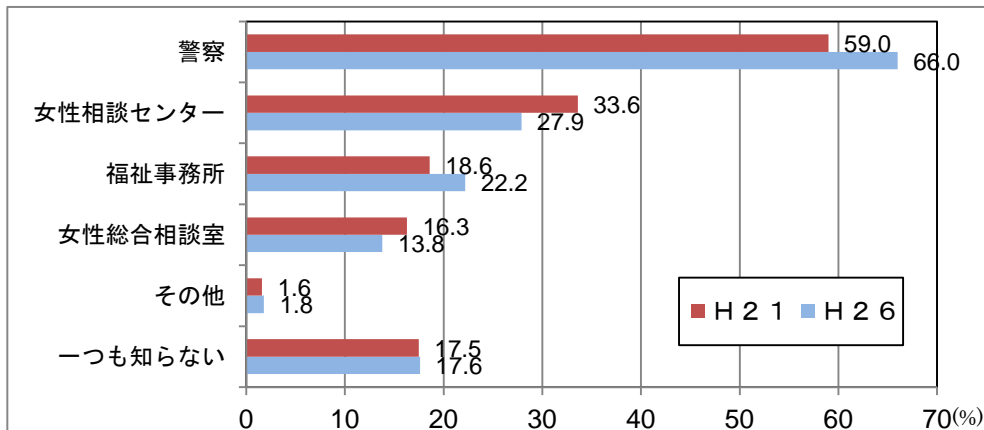
＜県警本部＞

(3)あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知【★重点】  
多様なDV被害者に届く相談窓口の周知を行います。

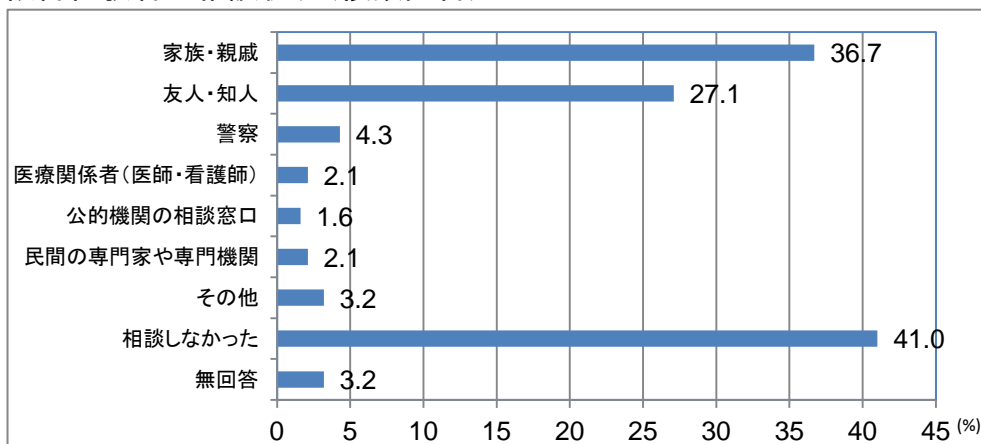
【現状と課題】

- 本県では、毎年DVに関する正しい知識の啓発や相談窓口の周知を図る啓発資料を作成し、県内の公的施設、病院、商業施設等に設置しています。
- また、DV未然防止教育の際の配布資料や、「家庭から暴力をなくすキャンペーン」時に配布する啓発チラシ等にも相談窓口を掲載する等、あらゆる機会をとらえ、相談窓口の広報周知を実施してきました。
- しかし、平成26年度「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、DVの相談機関を一つも知らない人は、17.6%で、平成21年度調査時の17.5%から改善しておらず、効果的な周知のために更なる工夫が必要です。
- さらに、被害経験があっても、どこにも相談しなかった人の割合が41.0%となっており、引き続き窓口の周知と併せて気軽に相談できることを呼びかけることが必要です。
- また、DVから被害者を救済し支援するためには、被害者自身や周囲の人に相談窓口を知ってもらうことが何よりも重要であり、さまざまなDVの相談機関について、より一層県民に知ってもらうための取組みが必要です。

■DVに関する相談機関認知度(複数回答)



■被害経験者の相談状況(複数回答)



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(H26.11 実施)

## 【具体的取組】

### ①相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供【★重点】

- ・DV被害者の目に留まりやすく、入手しやすい啓発リーフレット等の作成や、あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知に引き続き取り組みます。
- ・外国人のDV被害者に対しては、相談窓口等を記載した外国語リーフレット等を多くの場所に設置し、関係団体と連携を取って情報を届けます。
- ・障がい者・高齢者のDV被害者に対しては、研修等を通して、市町村担当者や、民生委員・児童委員等にDVの相談窓口について情報提供するよう働きかけを行います。また、関係団体と協力してDV被害者の立場に立った情報を届けます。

＜子ども家庭福祉課、男女参画・協働推進課、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課、国際課＞

### ②多様なDV被害者の立場に立った相談窓口の周知【★重点】

- ・研修等を通じて男性や性的少数者等に対する支援体制を強化し、同時に相談窓口に関する情報が多様な被害者に届くよう努めます。

＜子ども家庭福祉課、人権同和政策課、男女参画・協働推進課、女性相談センター＞

## 2 誰もが安心して相談できる体制づくり

### (1) 早期発見のための取組み

必要な助言や支援がより早い段階から被害者に届くよう、関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に努めます。

#### 【現状と課題】

- 平成26年度に県が実施した県民意識調査結果では、被害経験があってもどこにも相談しなかったと回答した人の割合が41.0%となっています。
- DVは家庭内で起こることが多いため、外部からの発見が困難であること、また、DV被害者が加害者からのさらなる暴力を恐れたり、精神的に大きなダメージを受けているため、主体的に相談をしたり支援を求める行動をとることが困難である等の理由により、相談機関に繋がりにくい状況にあることも考えられます。
- DV防止法では、DV被害者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めることが義務付けられています。
- 必要な助言や支援がより早い段階からDV被害者に届くよう、被害を発見しやすい立場にある医療関係者や、民生委員・児童委員、民間団体、最も身近な行政主体である市町村、各教育機関、DVと関連性の高い児童・高齢者・障がい者虐待の相談機関等と連携を強化し、関係機関が一体となってDVの早期発見と被害者がより安心して相談できる体制の強化に取り組む必要があります。

#### 【具体的取組】

##### ① 関係機関・団体との連携強化

- ・ 熊本県DV対策関係機関会議(※)や各地域に設置されている地域ネットワーク会議等を通じて、DVに関する情報共有、意見交換等を行い、関係機関・団体の連携強化を図ります。

＜子ども家庭福祉課、各地域振興局＞

(※)熊本県DV対策関係機関会議：DVの未然防止及び被害者の早期発見・早期対応ができるよう、全県的ネットワークの構築を目的に設置。保健福祉、司法、警察、医療、民間サポート団体、市町村や県等の関係機関・団体により構成。

##### ② 被害者に身近な立場にいる関係者への理解促進

- ・ 熊本県DV対策関係機関会議や県職員出前講座等の機会を活用し、被害者に近い立場にいる医療関係者、民生委員・児童委員及び民間支援団体の職員等に対して、早期発見・早期対応への理解と協力を求めます。また、不適切な対応等により、被害者にさらなる被害(二次的被害)が生じることのないよう、研修等を通じて、DVについての正しい認識や適切な対応について、周知を図ります。

＜子ども家庭福祉課＞

- ・ 子どもと日常的に接する学校関係者等が生徒等の様子から家庭の中で起きている暴力等に気づき、関係機関への情報提供、相談、適切な対応が容易にできるよう、DV未然防止教育に係る教職員研修会等の場で、理解と協力を求めます。

＜子ども家庭福祉課、私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課＞

③相談・通報の周知及び適切な対応

- ・ DV被害者の発見と通報の重要性が広く県民に理解され協力が得られるよう、様々な機会・手法により周知を図ります。

＜子ども家庭福祉課＞

- ・ 相談・通報を受けた女性相談センターや警察官は、DV被害者の置かれている状況に配慮し、関係機関・団体等と十分な連携を図りながら、被害者の意思を尊重し、安全の確保及び秘密の保持等に十分配慮をしながら支援・対応します。

＜女性相談センター、警察本部＞

- ・ 児童虐待に該当する事案については、事案に応じて「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告を行い、高齢者虐待に該当する事案については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、障がい者虐待に該当する事案については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により市町村に通報を行い、十分な連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援・対応を行います。

＜女性相談センター、児童相談所、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課＞



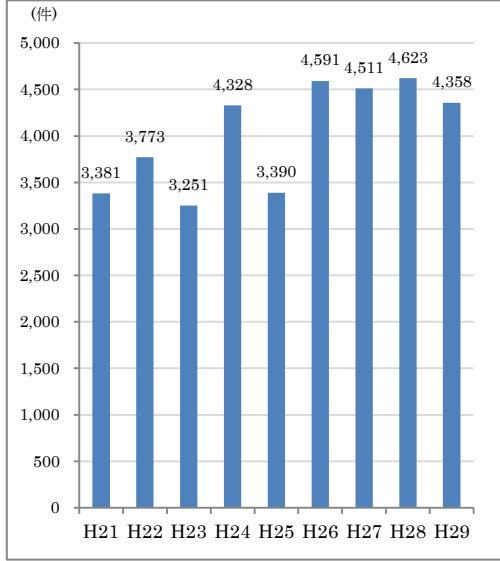
(2) 多様な被害者が安心して相談できる体制の充実【★重点】

あらゆる被害者が安心して相談できるよう、相談業務に従事する職員等の資質向上を図る研修を充実する等により、相談体制の充実を図ります。

【現状と課題】

- 熊本県女性相談センターは、DV防止法施行以来、県の配偶者暴力相談支援センターとして、被害者の支援を行う中心的な役割を果たしてきました。
- 警察においても、平成25年度に警察本部に24時間体制で各警察署と連携して被害者からの相談対応・保護等を行う人身安全関連事案対策室を設置し、各警察署にDV被害者からの相談等に対応する女性警察官を配置するなど、対応体制の充実・強化を図りました。
- また、平成19年のDV防止法改正により、市町村に配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として課され、平成26年度に熊本市、平成28年度に合志市において同センターが設置されています。
- 国の基本方針においては、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要であるとされており、市町村においても相談体制が充実・強化されるよう働きかけていく必要があります。
- また、誰もが安心して相談できる体制の充実を図るためには、相談対応にあたる職員がDVの特性等を十分理解し、被害者に更なる被害(二次的被害)を与えないよう、被害者の立場や状況に配慮した適切な対応を行うことが重要です。
- 県では、平成27年度に「熊本県女性相談業務研修ガイドライン」を策定し、相談業務に携わる関係機関・団体の職員等の専門性を高め、対応力の向上を図ること等を目的として、定期的に研修を開催しています。
- 今後も、あらゆる立場・状況の被害者が安心して相談ができるよう、関係者の意見や要望を踏まえながら、効果的な研修を実施していく必要があります。

■熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数



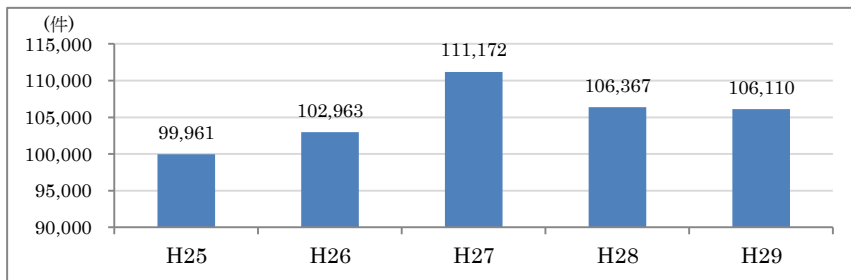
熊本県男女参画・協働推進課調べ

■熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

	県女性相談センター	県女性総合相談室	県警(110)	女性の権利ホットライン(1)	熊本県男女共同参画センター総合相談室	各市福祉事務所	県地域振興局	合計
H20	1,319	54	241	146	255	907	135	3,047
H21	1,147	35	298	158	215	1,386	142	3,381
H22	1,082	84	334	155	165	1,813	140	3,773
H23	1,065	74	304	103	79	1,508	118	3,251
H24	1,138	88	421	55	122	2,392	112	4,328
H25	896	81	390	118	167	1,646	92	3,390
H26	1,015	47	773	108	156	2,402	90	4,591
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358

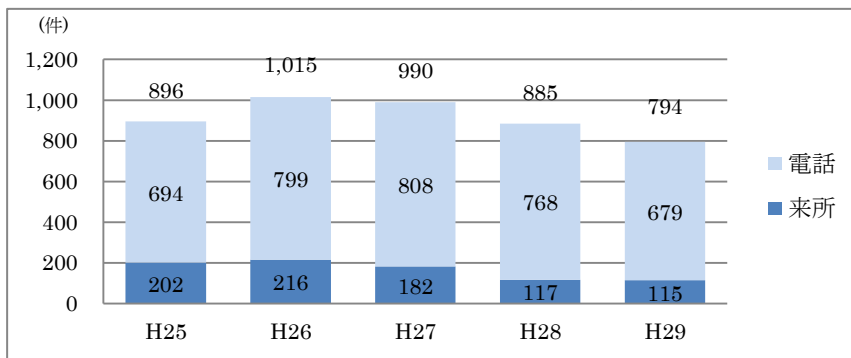
(\*1)暦年集計、(\*2)新規認知事案件数  
熊本県男女参画・協働推進課調べ

■全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



内閣府調べ 備考:全国の配偶者暴力相談支援センター281箇所(H30.7.2現在)

■熊本県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)におけるDV相談件数



熊本県子ども家庭福祉課調べ

## 【具体的取組】

### ①女性相談センターの機能強化及び他相談機関との連携強化

- ・女性相談センターは、今後も県のDV被害者支援を行う中核としての役割を果たす機関として、関係機関・団体と連携しながら専門的な援助を必要とする事案や処遇の難しい事案への対応、市町村等への支援等を行います。
- ・また、精神科医師や心理職員のカウンセリングによる被害者の心理的ケアや、弁護士による法律相談など機能強化と相談対応の質の向上に努めます。

＜女性相談センター＞

### ②警察の相談業務の充実

- ・被害者に対し、緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段の教示、関係機関等の情報提供、加害者に対する指導警告等警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて教示するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行います。
- ・被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応など被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。

＜県警本部＞

### ③あらゆる被害者が安心して相談できる体制の充実【★重点】

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により高齢者・障がい者の支援や保護を行う役割を担っている市町村の担当部署等と十分な連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援・対応を行います。

＜女性相談センター、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課＞

- ・外国人からの相談については、外国語通訳の確保に努め、外国人被害者の支援を行う民間団体とも連携しながら対応します。
- ・また、外国人の相談窓口である「熊本県国際相談コーナー」や地方入国管理局等とも十分な連携を図りつつ、それぞれの事案に応じ、被害者の保護等において適切な対応を行います。

＜女性相談センター、国際課＞

- ・男性の被害者や性的少数者など、多様な被害者への適切な配慮や対応ができるよう、研修等により関係職員の資質の向上を図ります。

＜子ども家庭福祉課、男女参画・協働推進課、女性相談センター＞

## 【具体的目標】

毎年度全窓口(※)の職員を対象とした研修を実施

(※)県女性相談センター、県男女共同参画相談室、県福祉事務所(9か所)、市福祉事務所等(19か所)

### ④関係職員等の資質向上に向けた研修の充実

- ・相談業務に従事する職員等が、継続的かつ効率的に必要な知識やスキル等を習得できるよう、今後も熊本県女性相談業務研修ガイドラインに基づき研修会を開催し、専門性の向上や、相談員が一人で抱え込むことなく、関係機関が連携・協力のもと切れ目ない一貫した支援を行う体制の強化を図ります。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

⑤適切な苦情処理体制の確立

- ・ 県の相談機関等においては、DV防止法に基づき受け付けた苦情の適切かつ迅速な処理を行い、業務の改善に努めます。また、寄せられた苦情の内容によっては、その内容と対応状況について、必要に応じて熊本県男女共同参画審議会に提出し、審議会の意見を聴いて処理方針を決定します。

＜男女参画・協働推進課、女性相談センター、各地域振興局＞

### 3 被害者の安全・安心を実現する保護体制の強化

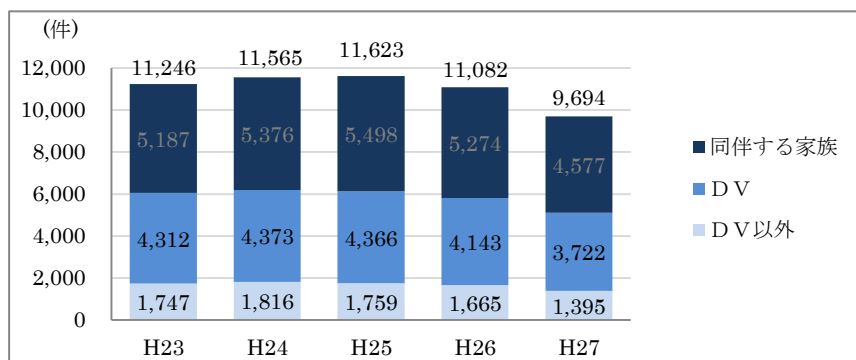
#### (1) 安全・安心の確保

関係機関・団体との連携を一層強化し、DV被害者の安全・安心を確保する保護体制の充実を図ります。

#### 【現状と課題】

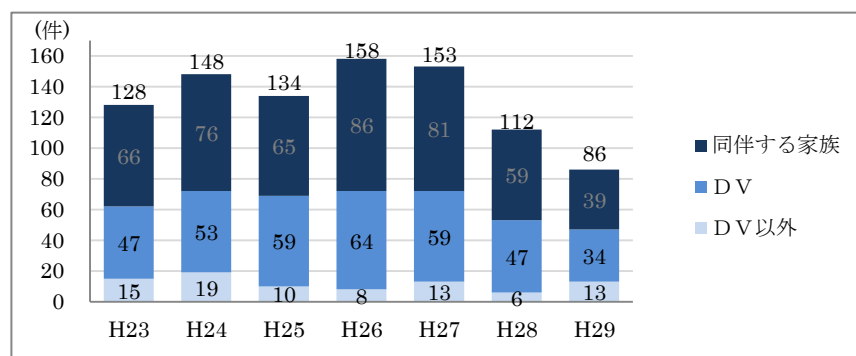
- DV被害者は、生命の危険にさらされている場合もあり、連絡や通報を受けた相談機関や警察等の関係機関が直ちに被害者の安全確保を図り、一時保護等につなげる必要性・緊急性が高い場合も想定されます。緊急時における被害者の安全・安心の確保について、関係機関が平時から共通認識を持ちながら、連携を図り迅速な対応をできるようにしておくことが必要です。
- 本県では、24時間365日体制で被害者の一時保護を行っており、夜間警備員の配置等による安全確保とともに、一時保護所への移送は、相談を受けた福祉事務所や警察の職員等が同行支援を行っています。
- また、被害者が子どもと一緒に避難している場合、学校関係者等を通じて加害者に被害者の居所等が知られることのないよう、教育委員会や学校、保育所等へ情報の厳重な管理を行うことと、加害者等からの問合せへの対応において配慮すべき事項の周知徹底を図ることも必要です。
- 警察では、通報・相談等を受け、緊急性・切迫性を要すると判断した場合、被害者の意向を確認しながら、安全を確保するために必要な援助や保護を行うとともに、加害者への事情聴取や口頭警告を実施し、再被害防止に取り組んでいます。

#### ■ 全国の婦人相談所における一時保護件数



厚生労働省調べ

#### ■ 熊本県における一時保護件数



熊本県子ども家庭福祉課調べ

## 【具体的取組】

### ①関係機関の連携強化による安全・安心な保護体制の確保

- ・ 緊急時における被害者保護を安全かつ円滑に行うため、女性相談センター、県警、福祉事務所(県・市)が緊急時の対応や連絡方法等を共有する一時保護関係機関連絡会議を開催し、連携強化を図ります。

＜女性相談センター、県警本部、福祉事務所＞

- ・ 被害者が子どもと一緒に避難する場合に備え、日頃から学校等において適切な対応が行われるよう、教育委員会等に研修等を通じて配慮すべき事項の周知を図ります。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター、私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課＞

### ②民間シェルターとの連携強化

- ・ DV被害者を、緊急避難的に保護した民間シェルターに対する保護費用の補助を実施します。補助対象については、DV被害者のほか人身取引被害者男性を含め、実情に合わせた補助内容の充実に努めます。
- ・ 民間シェルターとの連携を強化し、各福祉事務所、市町村においても、緊急時に、一時保護所と併せて民間シェルターの活用が図られるようDV被害者の安全を確保できる体制づくりに努めます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

### ③警察による安全確保の取組み

- ・ 通報・相談等により被害者に対して身体に対する暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止に当たるとともに、避難その他の措置の教示など被害者がDV被害を自ら防止するための援助や保護に努めます。
- ・ DV被害に係る事案が、暴行、傷害等刑罰法令に該当する場合は、検挙に向けた捜査を開始し、被害者の意思を踏まえて加害者を検挙します。また、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、被害者及びその関係者に危害が及ぶ恐れがあると認められるときは、被害届の提出への説得を試みるとともに、加害者への指導警告を行うなど被害の発生を防止する措置を講じます。
- ・ 被害者及びその関係者に対して、つきまとい等の行為があった場合は、ストーカー規制法に基づく加害者への警告等の措置を実施します。

＜県警本部＞

## (2) 多様な被害者に配慮した保護等【★重点】

一人ひとりの個別の事情に配慮したきめ細かな対応を行い、一時保護体制の充実を図ります。

### 【現状と課題】

- 一時保護所では、被害者の緊張と不安を緩和し、安心して支援が受けられるよう、ケースワーカーが中心となり、本人の意思を尊重しながら、自立のための情報提供、助言及び関係機関との連絡調整並びに必要なに応じて関係機関等への同行等の支援を行っています。一時保護期間は、2週間までを目途に実施していますが、状況によりそれを超えて対応する場合があります。
- また、必要に応じて一時保護したDV被害者及び同伴して入所した子どもの心理的ケアを行うとともに、所持金がない場合でも、一時保護中のDV被害者が医療機関で治療を受けられる体制も確保しています。
- 児童については入所中の学習の機会の確保とともに、退所後の心理的ケアなど児童相談所等の関係機関と連携のうえ、引き続ききめ細かな対応を行っていく必要があります。
- さらに、被害者が外国人である場合に通訳を確保したり、一時保護所での集団生活が難しい場合には、民間施設等に一時保護を委託する等、様々な立場・状況の被害者に配慮した対応を行うための体制を整えています。
- 加害者からの追及を逃れるために、県域を越えて避難する場合もあり、広域的な対応のための他県との連携も必要です。

### 【具体的取組】

#### ① 様々な立場・状況の被害者に配慮した対応【★重点】

- ・ 被害者が外国人である場合の一時保護については、今後も必要に応じて通訳の確保や関係機関・団体等と連携を図り、適切な配慮のもとで支援を行います。  
＜女性相談センター、国際課＞
- ・ 被害者が高齢者あるいは障がい者を有している方である場合の一時保護については、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法や施設を選定するため、高齢者・障がい者の支援や保護を行う役割を担っている市町村の担当部署等と連携し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく一時保護や福祉施設でのショートステイ(※)等も活用し、個別の事情に配慮した対応を行います。  
＜女性相談センター、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課＞
- ・ 被害者が男性や性的少数者である場合の一時保護についても、被害者の事情に応じて最も適切と考えられる一時保護の方法や施設を検討し、適切な配慮のもとで支援を行います。

＜女性相談センター＞

(※) ショートステイ: 高齢者や障がいのある方などが、社会福祉施設等に短期間入所して介護サービスを受けるもの。

## ②きめ細かなケースワーク及び心理的ケア

- ・ 今後も各一時保護所入所者に対して、自立のための情報提供、助言及び関係機関・団体との連絡調整並びに必要なに応じて関係機関等への同行等、本人の意思を十分に尊重しながら、きめ細かな支援を行います。
- ・ 退所後にも各種支援が必要な場合は、入所者本人の意思を踏まえた上で、退所後の関係機関とも積極的に連携を行います。
- ・ 一時保護したDV被害者に対して、必要に応じ、今後も、心理職員による心理的ケアを実施します。退所後もケアが必要な場合は、退所後の関係機関につなぐほか、状況に応じ情報提供や医療機関受診などの助言を行います。

＜女性相談センター＞

## ③一時保護所入所者が同伴する子どもへの適切な対応

- ・ 一時保護したDV被害者が同伴する子どもについては、必要に応じ、心理職員による心理的ケアを実施します。
- ・ 児童相談所での一時保護が適当な場合や、退所後にも心理的ケアが必要な場合など、同伴する子どもに適切な支援が行われるよう、必要に応じ、児童相談所と緊密な連携を行います。
- ・ 一時保護所における同伴児に対して、日常的に保育や学習支援等充実したケアを行い、DV被害者が安心して自立に向けた活動を行うことができるようにするため、同伴児童対応指導員を配置します。

＜女性相談センター、児童相談所＞

## ④県域を越えた取組みの推進

- ・ 一時保護・施設入所に関する被害者の県域を越えた送り出しや受け入れに際し、委託などの手続きが円滑に行えるよう他都道府県との情報交換に努めます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞



### (3) 保護命令制度に対する適切な対応

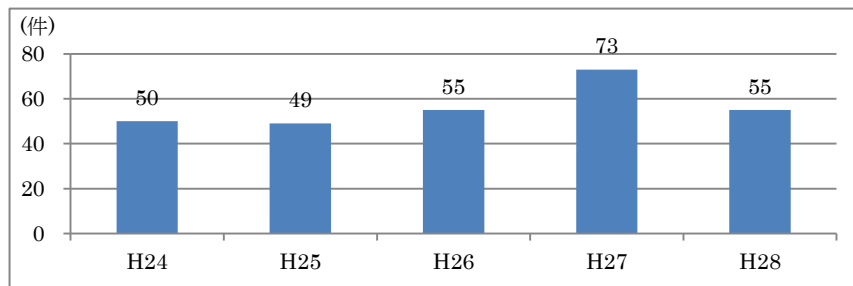
迅速かつ安全に保護命令制度(※)を利用できるよう、円滑な手続きや安全の確保に向けた支援を行います。

#### 【現状と課題】

- 女性相談センターでは、保護命令制度(※)に関する説明や情報の提供、申立書作成等に関する助言、関係機関との連絡調整等を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう支援を行っています。
- 保護命令が発令された場合には、女性相談センター、警察、関係機関等が速やかに被害者と連絡をとり、安全確保のために留意すべき事項等を共有し、再被害の防止を図っています。

(※)保護命令制度：配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令」

#### ■ 熊本県における保護命令件数(被害者への接近禁止)



熊本県警察本部生活安全企画課調べ 備考：裁判所からの保護命令通知件数

#### 【具体的取組】

##### ① 保護命令に関する支援の充実

- ・ 今後も、被害者が円滑かつ安心して保護命令制度を利用できるよう、制度や手続きに関する丁寧な説明と作成に係る支援を行います。
- ・ 保護命令発令後には、被害者や親族等に対して留意事項の丁寧な説明や緊急時の迅速な通報等について教示を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を行い、被害者の安全確保を図ります。

<女性相談センター>

##### ② 警察における取組み

- ・ 保護命令発令後は、被害者や親族等に対して安全対策のための教示を行うほか、加害者に対して保護命令の遵守、保護命令違反時の刑罰法令の適用等について指導警告を行います。

<県警本部>

#### 4 被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた支援の拡充

##### (1) 地域で被害者を支える体制の強化【★重点】

地域でDV被害者を見守り、被害の深刻化の防止や再発防止を図る支援体制の充実を目指します。

##### 【現状と課題】

- DV被害者が加害者と同居ないし近隣地域で生活する場合、再被害に遭うことなく安全・安心に生活するためには、様々な分野の関係機関・団体の連携による継続的な支援が必要であり、自立に向けた各種支援制度等の円滑な活用に加え、被害者を地域で支える体制を強化する必要があります。
- 県では、平成29年度に、被害者が再被害に遭わないように、つまり、加害者に再び加害行為を起こさせないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、加害者への対応も含めた多面的な被害者支援をモデル的に実施しました。
- 今後は、モデル事業の取組結果を踏まえ、加害者への対応も含めた、DV被害者の在宅見守り支援のノウハウを「DV被害者の総合支援ガイドライン」としてとりまとめ、研修等を通じた関係機関・団体等への理解促進を図りながら、県内各地域での活用を進めます。

##### 【具体的取組】

##### ① 関係機関・団体等による地域での見守り支援体制の強化【★重点】

- ・ DV被害者が再被害に遭わずに安全・安心して生活できるよう、関係機関・団体等の連携や情報共有の方法、既存の社会資源等を活用した見守り支援の手法等についてまとめた「DV被害者の総合支援ガイドライン」を作成し、関係機関・団体において共有・活用します。
- ・ また、本ガイドラインの趣旨に沿った地域での見守り支援(以下、「見守り支援」という)の実施に当たっては、特に被害者にとって最も身近な相談窓口である市町村の理解・協力が不可欠であるため、研修等を通じて丁寧に理解促進を図ります。
- ・ 県内各地域で必要に応じた見守り支援が実施され、DVを許さないという住民意識が高まることによって、DV被害者の支援の受け皿が広がる、必要な助言や支援が早期に被害者に届く、DV被害の未然防止につながる等の効果も期待できるため、本ガイドラインの普及に向けた研修の実施や啓発等に力を入れて取り組みます。

<子ども家庭福祉課>

##### 【具体的目標】

毎年度全市町村・福祉事務所の職員及び相談員を対象とした研修を実施

## (2) 子どもの安全・安心な成長に向けた支援【★重点】

子どもが安全・安心して生活できるよう、関係機関と連携した継続的な支援の充実を図ります。

### 【現状と課題】

- DV被害者と同様に、子どももまたDVの被害者です。「児童虐待の防止等に関する法律」には、直接子どもに暴力をふるわなくても、子どもの目の前でDVを行うことも児童虐待であると規定されています。
- 平成29年度に一時保護所に入所したDV被害者のうち、50.0%が子どもを同伴しています(内訳:乳幼児47.1%、小学生以上52.9%)。
- DVを身近に見てきた子どもたちは、さまざまな心の傷を抱えており、子どもの人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を与えることが指摘されています。
- また、DV被害者の子どもが関係機関等から安全・安心な成長に向けた支援を受けることは、被害者自身の心や生活の安定につながります。
- このため、子どもの心のケアや、適切な配慮による就学・保育等の機会確保や、子育て支援サービスの活用等、教育機関や市町村等の関係機関の連携による継続的な支援を行うことが重要です。

### 【具体的取組】

#### ① 子どもの安全・安心な生活環境の確保【★重点】

- ・ 面前DVの被害児等、心理的ケアが必要な子どもに対しては、今後も児童相談所において、カウンセリング等の心のケアを実施します。
- ・ また、市町村の要保護児童対策地域協議会(※)との連携を強化し、支援が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、安全確保や子育て支援サービスにつながる等、DV被害者の子どもが安全・安心に生活できるよう、地域の社会資源を活用した支援の充実を図ります。

＜児童相談所、女性相談センター＞

(※) 要保護児童対策地域協議会: 子どもを児童虐待等から守るために、関係機関が支援内容の協議や情報共有等を行うネットワーク

#### ② 適切な配慮を受けられる就学・保育の機会確保【★重点】

- ・ 学校等に配置されているスクールカウンセラーや教育事務所等に配置されているスクールソーシャルワーカー等により、子どもの心のケア等に早期対応できる体制の充実を図ります。

＜義務教育課、高校教育課、特別支援教育課＞

- ・ 女性相談センターでは、教育委員会や市町村の子育て担当部署との連携を一層強化し、子どもの転校や保育入所等の手続きの円滑化を図ります。
- ・ また、DV被害者に対して、子どもに関する支援・相談窓口等の情報提供を行うとともに、教育委員会や市町村の子育て担当部署の関係者等に対して、加害者からの追跡対応に関する助言や、子どもの状況等について情報共有を行い、関係機関等と連携して適切な配慮を受けられる就学・保育の機会の確保に取り組めます。

＜女性相談センター＞

### (3)生活基盤の安定に向けた支援

関係機関との連携を強化し、住宅確保や就業支援等の充実に努めます。

#### 【現状と課題】

- 被害者が自立して生活するためには、住宅確保や就業等による生活費の確保など、生活基盤の安定を図る必要があり、その課題解決に関わる機関等が連携し、様々な制度や施策等を活用しながら支援を図ることが必要です。
- 県では、住宅の確保に向け、被害者が県営住宅への入居を希望する場合、入居に際し実施される抽選で、優遇措置を設けるとともに、被害者が若年単身である場合にも入居を可能としています。なお、緊急に迫られる事情がある被害者に対しては、目的外使用による入居を実施しています。
- また、一時保護所退所後の自立のための中間的な住居の提供を行うステップハウス事業の継続実施や、賃貸住宅への円滑な入居支援などにより、住宅の確保に向けた支援を継続していくことが必要です。
- 就業支援については、就業情報の提供、就業相談や就業支援講習会等の実施、必要に応じて関係機関との連絡調整を行っており、今後も、被害者の生活基盤の確立を図るため、一人ひとりの状況や要望に応じた支援を行っていく必要があります。
- さらに、DV被害者が自立した社会生活を送るようになった後も精神的ダメージは大きく、長期にわたって心身にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されるため、被害者の意向を尊重した心理的ケアを継続的に実施していくことが必要です。

#### 【具体的取組】

##### ①住宅確保の支援

- ・ 県営住宅の入居抽選における倍率優遇措置及び目的外使用を引き続き実施するとともに、市町村の公営住宅等においても同様の制度の導入の働きかけを行い、DV被害者が速やかに公営住宅等に入居できるよう支援を行います。

＜住宅課＞

- ・ 一時保護から自立した生活への移行期の支援として、ステップハウス事業(※)を継続して実施します。

＜子ども家庭福祉課＞

#### (※)ステップハウス事業

一時保護所を退所後、住居の確保が困難な被害者の自立を支援することを目的とし、一時的に住居の提供を行うとともに相談・援助を行うもの。

- ・ 住宅確保要配慮者居住支援法人(※)に指定されている民間団体等との連携により、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの支援を行います。

＜住宅課＞

#### (※)住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者(住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の実施、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき都道府県に指定された法人

- ・身元保証人確保対策事業(※)の活用や、民間の家賃債務保証会社等に関する情報提供等により、保証人の確保による速やかな住宅の確保を支援します。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

(※)身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設の入所者が、就職に際して、また住宅を賃借する際に保証人が得られない場合で施設長が保証人となった場合、損害賠償や債務弁済の義務が生じたときの賠償額の一定額を支払う保険に加入する際の保証料を国と都道府県が補助する事業。

②就業支援

- ・今後も就業支援制度や窓口等に関する情報提供や、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行い、就労が可能となるようバックアップしていきます。
- ・また、円滑な支援が行えるよう、ハローワークやしごと相談・支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携の強化を図ります。

＜女性相談センター＞

- ・ひとり親のDV被害者に対して、就業相談や就業支援講習会等を通じて就職に向けた技術等の取得の支援を行います。

＜母子家庭等就業・自立支援センター＞

- ・仕事探しのカウンセリングから職業紹介・相談、就職後の支援までのサービスを1カ所で提供するワンストップ型の対応をしており、今後も求職者一人ひとりに対応した支援を行います。

＜しごと相談・支援センター＞

③生活支援及び心理的ケア

- ・相談内容によって医学的・心理学的支援が必要な状態だと判断される場合には、今後も精神科医師や心理職員によるカウンセリングを実施します。

＜女性相談センター、精神保健福祉センター＞

- ・DV被害体験を有する方同士が情報や意見を交換し、交流することで、奪われた自尊心や主体性を回復することを目的に、被害者(女性)グループミーティングを実施しています。被害者が少しずつ自分の力を取り戻していけるよう支援するため、引き続き周知を図るとともに、実施内容等の工夫を行いながら、被害者グループミーティング等の充実を図ります。

＜精神保健福祉センター＞

#### (4)各種制度の円滑な利用に向けた支援

DV被害者が安全かつ円滑に司法・福祉制度等を活用できるよう、関係機関等の連携・協力体制を強化します。

#### 【現状と課題】

- DV被害者が自立するためには、司法・福祉サービスの利用、子どもの転校、転居（公営住宅の入居等）、住民票、医療保険、年金等の行政手続きが必要となり、それには様々な機関が関係しています。
- 複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続きを進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まるうえ、被害者にとっても、心理的に大きな負担となるため、関係機関・団体等が連携し、被害者負担の軽減と、手続きの円滑化を図る必要があります。
- 県では、会議や研修等を通じて、関係機関・団体の連携体制や、情報管理等の配慮すべき事項等に関する情報提供を行い、被害者が適切な配慮のもと必要な各種制度を安全に活用できるよう取り組んでいます。
- また、女性相談センターでは、被害者一人ひとりの状況に応じて、関係機関・団体と連絡調整を行い、円滑な手続きが進められるよう支援しています。
- さらに、女性相談センター及び男女共同参画相談室において、弁護士による無料法律相談を定期的に行い、被害者が司法手続きを円滑に進められるよう、支援しています。

#### 【具体的取組】

##### ①各種制度の安全かつ円滑な利用に向けた連携・協力体制の強化

- ・ DV被害者に対して、住民基本台帳の閲覧制限、生活支援制度、医療保険、年金等、各種制度や様々な福祉施策に関する情報提供を丁寧に行うとともに、必要に応じて、窓口等との連絡調整や同行支援等を行い、制度等の円滑な利用に向けた支援を行います。

＜女性相談センター＞

- ・ また、DV被害者支援につながる制度が有効に機能するよう、研修等を通じて関係者に情報提供・周知を行い、手続きの一元化を目指した連携・協力体制の強化や、DV被害者に関する厳重な情報管理の徹底を図ります。

＜子ども家庭福祉課、市町村課、社会福祉課、女性相談センター＞

##### ②法律相談等の実施

- ・ 今後も、女性相談センター及び男女共同参画相談室において、弁護士による法律相談を実施し、保護命令や離婚調停、子どもの親権等に係る訴訟等、法律的な助言による被害者支援の充実を図ります。
- ・ また、自立に向けた手続きを被害者だけで行うことが難しい場合には、法律の専門家による適切な支援が受けられるよう、DV等被害者法律相談援助制度（※）に関する積極的な情報提供を行います。

＜女性相談センター、男女参画・協働推進課、日本司法支援センター熊本地方事務所（法テラス熊本）＞

#### （※）DV等被害者法律相談援助制度

DV等の被害者を対象に、再被害防止に関する無料法律相談制度（一定基準を超える資産を持っている場合は有料）。

## 5 関係機関・団体等との連携による支援の充実

### (1) 関係機関・団体等との連携強化【★重点】

関係機関・団体等との協力・連携体制の強化を図り、より効果的な被害者支援につなげます。

#### 【現状と課題】

- 被害者にとって最も身近な行政主体である市町村は、様々な住民サービスの窓口としての対応や、地域での生活サポート、各種福祉制度等を活用した自立支援等、被害者を支援するうえで重要な役割を担っています。地域に根差したきめ細かな相談・支援体制の強化を図るため、市町村においては、DV対策基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターの設置を引き続き進める必要があります。
- 県内では、熊本県のほか熊本市及び合志市において、配偶者暴力相談支援センターが設置されていますが、引き続き未設置の市町村に対する働きかけや、同様の機能を有する相談・支援体制の整備に向けた取組みを進める必要があります。
- 民間支援団体は、DV被害者の実情やニーズに応じた柔軟で機動的な被害者支援活動を行うなど、被害者支援において大きな役割を担っており、行政はこれを支援しながら、それぞれの特性を活かしつつ協働してDV施策を進める必要があります。
- 本県では、福祉・雇用・司法・警察・医療・教育・相談機関等の分野及び県等の機関・団体からなる熊本県DV対策関係機関会議等を設置し、関係機関・団体等の協力・連携体制の強化を図っています。
- また、DV被害者が再被害に遭わずに安全・安心して生活できるよう、関係機関・団体等の連携や情報共有の方法、既存の社会資源等を活用した見守り支援の手法等についてまとめた「DV被害者の総合支援ガイドライン」を作成し、県内各地域での活用を進めます。

#### 【具体的取組】

##### ① 市町村の相談・支援体制強化に向けた取組み【★重点】

- ・ 各市町村のDV対策基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた情報提供や助言等を行い、相談・支援体制の強化を図ります。
- ・ 専任の職員の配置や運営費の確保が困難等の理由により、配偶者暴力相談支援センターの設置が難しい場合においても、研修やDV被害者の総合支援ガイドラインの普及等により、地域に根差した継続的な相談・支援体制の強化を図ります。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

##### ② 民間支援団体との連携・協働

- ・ DV施策の推進に当たっては、行政だけで対応していくことは困難であり、民間支援団体や弁護士会、医師会等関係機関とのより一層の連携強化に努めます。
- ・ 今後もDV対策関係機関会議や地域ネットワーク会議等を通じて、情報共有や意見交換等を行い、より効果的な取組みの推進を図ります。

＜子ども家庭福祉課、各地域振興局＞

(2)加害者への対応に関する取組み

関係機関・団体との連携により、加害者への対応に関する取組みを進めます。

【現状と課題】

- DVを許さない社会の実現には、被害者を保護・支援する取組みと共に、加害者が、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持ち、更生するための支援が重要です。
- 加害者更生に関する指導方法等については、国において調査研究が進められており、その動向・成果や、他の地方公共団体、県内で加害者の更生を目指す加害者プログラムを実施している民間団体等の取組みを踏まえ、ニーズに則してこれらにつなげていく必要があります。
- また、アルコールや薬物等の依存の問題を抱えている加害者もおり、依存症の相談機関等との連携も必要です。

【具体的取組】

①加害者更生の支援

- ・引き続き加害者からの相談対応を行い、更生を目指す加害者については、医療機関や加害者更生プログラムを実施している民間支援団体等と連携し、加害者の更生を支援します。

＜精神保健福祉センター＞

②アルコール・薬物等依存症対策の充実

- ・加害者の中には、アルコールや薬物などの依存の問題を抱えている人がいます。その場合、依存症の治療が不可欠であることから、県精神保健福祉センターにおいて、相談窓口の設置及びアルコールや薬物等依存症者の家族ミーティングを実施しています。今後とも引き続き医療機関との連携強化を含め、より一層の依存症対策の充実を図ります。

＜精神保健福祉センター＞



## **V 計画の推進にあたって**

### **1 計画の進め方**

この計画は、本県におけるDV対策の基本的方向と具体的施策を総合的に示すものであり、県及び市町村等の関係機関、民間の支援団体等は、この計画に基づき積極的な連携を図りながら、DVのない社会の実現を目指す取組みを進めます。

また、企業や団体、学校等に対しては、この計画に基づき、DVのない社会の実現に寄与する取組みを促すとともに、県民に対しては、この計画に基づいた取組みに理解と協力を求めます。

### **2 計画の進行管理**

この計画に掲げる施策の取組状況については、庁内関係各課等による進捗管理を行い、計画の着実な実施に努めます。

## 県内の相談・支援機関連絡先一覧

### 1 DVに関する公的相談窓口

1	熊本県女性相談センター (熊本県配偶者暴力相談支援センター) 女性相談: 平日 8:30~17:15 DV電話相談: (平日 8:30~22:00/土日祝 9:00~22:00)	女性相談: 096-381-4454 DV 電話相談: 096-381-7110
2	熊本県男女共同参画相談室 らいふ 月・木・金・土 9:30~16:00/火 9:30~20:00	096-333-2666 (土曜日のみ: 096-355-2223)
3	熊本県各福祉事務所(平日 9:00~16:00) 宇 城: 0964-32-2930      八 代: 0965-33-3296 玉 名: 0968-74-2118      芦 北: 0966-82-3565 菊 池: 0968-25-0689      球 磨: 0966-22-1040 阿 蘇: 0967-24-9037      天 草: 0969-23-9928 上益城: 096-282-7328      熊本県鹿本地域振興局総務福祉課 0968-48-1202	
	市福祉事務所 ※市にお住まいの方は市福祉事務所の番号を控えておきましょう	
4	町村役場の窓口 ※町村役場に照会して控えておきましょう	
5	熊本県精神保健福祉センター 平日 9:00~16:00	096-386-1166
6	熊本市DV相談専用電話 (平日 8:30~17:15/毎月第4土曜日 10:00~16:00)	096-344-3322
7	熊本市各区福祉課(平日 9:30~16:00) 中央区: 096-328-2301      南区 : 096-357-4129 東区 : 096-367-9127      北区 : 096-272-1118 西区 : 096-329-5403	
8	熊本市男女共同参画センターはあもにい総合相談室 火~土 10:00~16:00	096-343-8306
9	熊本市こころの健康センター 平日 9:00~16:00	096-362-8100
10	熊本県人権センター(熊本県人権同和政策課) 月曜~金曜 9:00~12:00 13:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)	096-384-5822
11	県警察本部警察安全相談室 24時間対応	096-383-9110
12	最寄りの警察署	

## 2 民間支援団体

1	公益社団法人くまもと被害者支援センター 平日 10:00～16:00	096-386-1033
2	ウィメンズ・カウンセリングルーム 熊本（有料） 受付：火曜～土曜 10:00～16:00 カウンセリング：月曜～日曜 10:00～20:00 ウィメンズ・ホットライン（無料）水 13:30～16:00	096-283-0206 080-4795-5805 096-283-0877
3	こころのサポートセンター・ウィズ（有料） 平日 10:00～15:00（祝祭日を除く）	096-234-7505
4	コムスタカ～外国人と共に生きる会～ （外国人のための無料相談 随時）	096-383-4136（日本語） 080-2708-1266（英語 可）
5	シェルターin 熊本 年中無休・24時間対応	080-1762-5044

## 3 法律関係相談窓口

1	法テラス熊本（日本司法支援センター熊本地方事務所） 申込受付時間 平日 9:00～17:00	050-3383-5522
2	熊本県弁護士会法律相談センター（要予約・有料） ※収入等が一定額以下の場合、無料相談の制度利用可 月曜～金曜 9:00～17:00	096-325-0009
3	熊本地方裁判所（保護命令申立て手続き案内） 平日 8:30～17:00	096-241-8940
4	熊本地方法務局（女性の人権ホットライン） 平日 8:30～17:15	0570-070-810

## 4 住宅・就労関係相談窓口

1	熊本県土木部建築住宅局住宅課	096-333-2550
2	熊本県母子家庭等就業・自立支援センター 平日 9:00～16:00	096-331-6736
3	ハローワーク熊本 平日 8:30～17:00	096-371-8609
4	ハローワーク熊本 しごとプラザ マザーズサロン 平日 10:00～19:00 土 10:00～17:00	096-211-1233 096-322-8010
5	熊本県しごと相談・支援センター（くまジョブ） 労働相談 平日 9:00～18:00 土 10:00～17:00 生活相談 木（週1）13:00～17:00	096-352-3613 096-351-0500

6	雇用先の担当部署	
---	----------	--

5 子どもに関する相談窓口

1	熊本市児童相談所	096-366-8181
2	熊本県中央児童相談所 (下段の八代児童相談所以外の地域を管轄)	096-381-4451
	熊本県八代児童相談所(八代・芦北・球磨地域を管轄)	0965-33-3247
	こども110番 平日 9:00~16:00	096-382-1110
3	すこやか子育て電話相談 月曜日~金曜日 17時~21時 土曜日 13時~17時 その他の時間は、留守番電話でお受けします。 (日曜・祝日・年末年始と8月13日~15日を除く)	096-383-6636
4	子どもの人権110番(熊本地方法務局) 平日 8:30~17:15	0120-007-110

県内の地域包括支援センター(家庭での高齢者虐待相談窓口)

(平成30年4月1日時点)※変更の可能性があります。

圏域	No.	市町村	名称(下段は通称)	電話	圏域	No.	市町村	名称	電話
熊本	1	熊本市	熊本市中央1地域包括支援センター	096-319-0222	宇城	28	宇土市	宇土地域包括支援センター	0964-24-1555
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本中央						
	2	熊本市	熊本市中央2地域包括支援センター	096-221-3242	有明	29	宇城市	宇城市地域包括支援センター	0964-25-2015
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 本荘						
	3	熊本市	熊本市中央3地域包括支援センター	096-243-2233	30	美里町	美里町地域包括支援センター	0964-47-7005	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 浄行寺						
	4	熊本市	熊本市中央4地域包括支援センター	096-211-6011	31	荒尾市	荒尾市地域包括支援センター	0968-63-1177	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 白川						
	5	熊本市	熊本市中央5地域包括支援センター	096-362-0065	32	玉名市	玉名市包括支援センター	0968-71-0285	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 水前寺						
	6	熊本市	熊本市中央6地域包括支援センター	096-241-0230	33	玉東町	玉東町地域包括支援センター	0968-85-6242	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 帯山						
	7	熊本市	熊本市東1地域包括支援センター	096-331-6355	34	和水町	和水町地域包括支援センター	0968-86-5724	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 尾ノ上						
	8	熊本市	熊本市東2地域包括支援センター	096-387-8201	35	南関町	南関町地域包括支援センター	0968-69-9760	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 保田窪						
	9	熊本市	熊本市東3地域包括支援センター	096-380-7078	36	長洲町	長洲町地域包括支援センター	0968-78-3114	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 託麻						
	10	熊本市	熊本市東4地域包括支援センター	096-214-6888	鹿本	37	山鹿市	山鹿市地域包括支援センター	0968-43-1077
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 江津湖						
	11	熊本市	熊本市東5地域包括支援センター	096-360-5550	菊池	38	菊池市	菊池市地域包括支援センター	0968-25-7216
			熊本市高齢者支援センターささえりあ あさひば						
	12	熊本市	熊本市西1地域包括支援センター	096-329-6743	40	大津町	大津町地域包括支援センター	096-292-0770	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 三和						
	13	熊本市	熊本市西2地域包括支援センター	096-311-5311	41	菊陽町	菊陽町地域包括支援センター	096-232-2366	
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 井芹						
	14	熊本市	熊本市西3地域包括支援センター	096-247-6030	42	阿蘇市	阿蘇市地域包括支援センター	0967-32-5122	
熊本市高齢者支援センターささえりあ 花陵									
15	熊本市	熊本市西4地域包括支援センター	096-277-2588	43	南小国町	南小国町地域包括支援センター	0967-25-6877		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 金峰							
16	熊本市	熊本市西5地域包括支援センター	096-329-2016	44	小国町	小国町地域包括支援センター	0967-46-2116		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本西							
17	熊本市	熊本市南1地域包括支援センター	096-358-5556	45	産山村	産山村地域包括支援センター	0967-25-2212		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 富合							
18	熊本市	熊本市南2地域包括支援センター	096-370-5055	46	高森町	高森町地域包括支援センター	0967-62-1111		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 幸田							
19	熊本市	熊本市南3地域包括支援センター	096-358-7222	47	南阿蘇村	南阿蘇村白水地域包括支援センター	0967-62-9688		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本南							
20	熊本市	熊本市南4地域包括支援センター	096-227-1695	48	南阿蘇村	南阿蘇村久木野地域包括支援センター	0967-67-0294		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 飽田							
21	熊本市	熊本市南5地域包括支援センター	096-223-2660	49	南阿蘇村	南阿蘇村長陽地域包括支援センター	0967-67-2500		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
22	熊本市	熊本市南6地域包括支援センター	0964-28-1131	50	西原村	にしはら地域包括支援センター	096-279-4111		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 城南							
23	熊本市	熊本市北1地域包括支援センター	096-272-6914	51	御船町	御船町地域包括支援センター	096-282-2911		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 植木							
24	熊本市	熊本市北2地域包括支援センター	096-275-6355	52	嘉島町	嘉島町地域包括支援センター	096-237-2981		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 北部							
25	熊本市	熊本市北3地域包括支援センター	096-343-0170	53	益城町	益城町東部圏域地域包括支援センター	096-289-0099		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 清水・高平							
26	熊本市	熊本市北4地域包括支援センター	096-288-4800	54	益城町	益城町西部圏域地域包括支援センター	096-285-4822		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 新地							
27	熊本市	熊本市北5地域包括支援センター	096-339-8130	55	甲佐町	甲佐町地域包括支援センター	096-235-8711		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 武蔵塚							
28	熊本市	熊本市北6地域包括支援センター	096-272-6914	56	山都町	山都町地域包括支援センター	096-72-1677		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
29	熊本市	熊本市北7地域包括支援センター	096-272-6914	57	八代市	八代市第1地域包括支援センターふるさと	0965-53-2601		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
30	熊本市	熊本市北8地域包括支援センター	096-272-6914	58	八代市	八代市第2地域包括支援センターやまびこ	0965-30-8071		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
31	熊本市	熊本市北9地域包括支援センター	096-272-6914	59	八代市	八代市第3地域包括支援センター	0965-43-3310		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
32	熊本市	熊本市北10地域包括支援センター	096-272-6914	60	八代市	八代市第4地域包括支援センターしおかぜ	0965-37-3337		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
33	熊本市	熊本市北11地域包括支援センター	096-272-6914	61	八代市	八代市第5地域包括支援センターくまがわ	0965-35-1111		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
34	熊本市	熊本市北12地域包括支援センター	096-272-6914	62	八代市	八代市第6地域包括支援センターおれんじ	0965-38-3373		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
35	熊本市	熊本市北13地域包括支援センター	096-272-6914	63	氷川町	氷川町地域包括支援センター	0965-52-2456		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
36	熊本市	熊本市北14地域包括支援センター	096-272-6914	64	水俣市	水俣市地域包括支援センター	0966-62-3030		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
37	熊本市	熊本市北15地域包括支援センター	096-272-6914	65	芦北町	芦北町地域包括支援センター	0966-86-2270		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
38	熊本市	熊本市北16地域包括支援センター	096-272-6914	66	津奈木町	津奈木町地域包括支援センター	0966-78-5333		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
39	熊本市	熊本市北17地域包括支援センター	096-272-6914	67	人吉市	人吉市地域包括支援センター	0966-22-2111		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
40	熊本市	熊本市北18地域包括支援センター	096-272-6914	68	錦町	錦町地域包括支援センター	0966-38-4020		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
41	熊本市	熊本市北19地域包括支援センター	096-272-6914	69	あさぎり町	あさぎり町地域包括支援センター	0966-45-7231		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
42	熊本市	熊本市北20地域包括支援センター	096-272-6914	70	多良木町 湯前町 水上村	上球磨地域包括支援センター	0966-42-6006		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
43	熊本市	熊本市北21地域包括支援センター	096-272-6914	71	相良村	相良村地域包括支援センター	0966-35-1144		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
44	熊本市	熊本市北22地域包括支援センター	096-272-6914	72	五木村	五木村地域包括支援センター	0966-37-2214		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
45	熊本市	熊本市北23地域包括支援センター	096-272-6914	73	山江村	山江村地域包括支援センター	0966-23-2232		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
46	熊本市	熊本市北24地域包括支援センター	096-272-6914	74	球磨村	球磨村地域包括支援センター	0966-32-1112		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
47	熊本市	熊本市北25地域包括支援センター	096-272-6914	75	天草市	天草東地域包括支援センターあじさい	0969-66-2266		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
48	熊本市	熊本市北26地域包括支援センター	096-272-6914	76	天草市	天草牛深地域包括支援センターすいせん	0969-72-1133		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
49	熊本市	熊本市北27地域包括支援センター	096-272-6914	77	天草市	天草西地域包括支援センターさざんか	0969-76-1611		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
50	熊本市	熊本市北28地域包括支援センター	096-272-6914	78	天草市	天草南地域包括支援センターうぐいす	0969-24-4115		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
51	熊本市	熊本市北29地域包括支援センター	096-272-6914	79	天草市	天草北地域包括支援センターきずな	0969-32-2115		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
52	熊本市	熊本市北30地域包括支援センター	096-272-6914	80	天草市	天草中央地域包括支援センターなでしこ	0969-66-9300		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
53	熊本市	熊本市北31地域包括支援センター	096-272-6914	81	上天草市	上天草市地域包括支援センター	0969-28-3378		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							
54	熊本市	熊本市北32地域包括支援センター	096-272-6914	82	苓北町	苓北町地域包括支援センター	0969-35-1289		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明							

県内の市町村障がい者虐待防止センター(家庭での障がい者虐待に関する相談窓口)

(平成29年1月26日時点)※変更の可能性があります。

市町村名	窓口名称	電話	休日夜間の連絡先
熊本市	熊本市障がい者虐待防止センター	096-326-9111	096-326-9111
八代市	八代市障がい者虐待防止センター	0965-35-0294	0965-33-4111
人吉市	人吉市福祉課	0966-22-2111	0966-22-2111
荒尾市	荒尾市福祉課福祉係	0968-63-1406	0968-63-1111
水俣市	水俣市障害者虐待防止センター	0966-61-1650	0966-63-1111
玉名市	玉名市障がい者虐待防止センター	0968-75-1399	0968-75-1111
山鹿市	山鹿市障害者虐待防止センター	0968-43-0052	0968-43-0052
菊池市	菊池市障がい者虐待防止センター	0968-25-6601	0968-25-6601
宇土市	宇城圏域障害者虐待防止センター	0964-25-9019	0964-25-9019
上天草市	上天草市障がい者虐待防止センター	0969-28-3373	0969-56-1111
宇城市	宇城圏域障害者虐待防止センター	0964-25-9019	0964-25-9019
阿蘇市	阿蘇市障がい者虐待防止センター	0967-22-3167	0967-22-3111
天草市	天草市障がい者虐待防止センター	0969-23-1111	0969-23-1111
合志市	合志市障がい者虐待防止センター	096-242-2271	096-242-2271
美里町	宇城圏域障がい者虐待防止センター	0964-25-9019	0964-25-9019
玉東町	玉東町障がい者虐待防止センター	0968-85-3183	080-6445-3183
南関町	南関町障害者虐待防止センター	0968-57-8503	0968-57-8503
長洲町	長洲町障がい者虐待防止センター	0968-78-3135	0968-78-3135
和水町	和水町障害者虐待防止センター	0968-86-5724	0968-75-8375
大津町	大津町障害者虐待防止センター	096-293-3510	096-293-3111
菊陽町	菊陽町障害者虐待防止センター	096-232-4913	096-232-2080
南小国町	南小国町障がい者虐待防止センター	0967-42-1113	0967-42-1111
小国町	小国町障害者虐待防止センター	0967-46-2116	0967-46-2116
産山村	産山村障害者虐待防止センター	0967-25-2212	0967-25-2212
高森町	高森町障害者虐待防止センター	0967-62-1111	0967-62-1111
西原村	西原村障害者虐待防止センター	096-279-4397	096-279-3111
南阿蘇村	南阿蘇村虐待防止センター	0967-62-9195	0967-67-1111
御船町	上益城圏域障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
嘉島町	上益城圏域障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
益城町	上益城圏域障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
甲佐町	上益城圏域障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
山都町	上益城圏域障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221
氷川町	氷川町障害者虐待防止センター	0965-52-5852	0965-52-5852
芦北町	芦北町障害者虐待防止センター	0966-82-2511	0966-82-2511
津奈木町	津奈木町障害者虐待防止センター	0966-78-3113	0966-78-3111
錦町	錦町障害者虐待防止センター	0966-38-1112	(夜間)0966-38-1158 (休日)0966-38-1111
多良木町	上球磨障害者虐待対応窓口	0966-42-6006	0966-42-6006
湯前町	上球磨障害者虐待対応窓口	0966-42-6006	0966-42-6006
水上村	上球磨障害者虐待対応窓口	0966-42-6006	0966-42-6006
相良村	相良村障害者虐待防止センター	0966-35-1032	0966-35-1032
五木村	五木村保健福祉課	0966-37-2214	0966-37-2214
山江村	山江村障がい者虐待防止センター	0966-23-3978	0966-23-3111
球磨村	球磨村障害者虐待防止センター	0966-32-1112	0966-32-1111
あさぎり町	あさぎり町障がい者虐待防止センター	0966-45-7231	0966-45-1111
苓北町	苓北町障がい者虐待防止センター	0969-35-1111	0969-35-1111